**新型コロナウイルス感染症に関する減免フロー図**

**（令和３年度保険料減免）**

①新型コロナウイルス感染症にかかり、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った。

はい

いいえ

減免を受けられる可能性があります。

申請書等を記入し、必要書類を添付のうえ、市区町村窓口へ申請してください。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主な生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの令和３年の収入が、令和２年に比べ3割以上減少した。（持続化給付金を除いて比較します。）また、3割以上減少した収入について、令和２年の所得がある。（事業、不動産、山林収入であれば収入から必要経費を引いた額がプラスであり、給与収入であれば収入が55万1千円以上（※1）である。※1：公的年金収入のある方は異なる場合があります。）

いいえ

はい

いいえ

この制度の減免対象には該当しません。

はい

減免を受けられる可能性があります。

申請書等を記入し、必要書類を添付のうえ、市区町村窓口へ申請してください。

③世帯の主たる生計維持者の令和２年の合計所得金額（総所得金額、山林所得金額、株式・土地建物等の長期（短期）譲渡所得金額等の合計額）が1,000万円以下である。

また、この額から②のうち3割以上減少した収入額に係る所得額を差し引いた額が400万円以下である。